

事 務 連 絡
令和5年（2023年）10月31日

施設長 様

熊本市保育幼稚園課長 岩下 敏和

認可外保育施設に係る幼児教育・保育の無償化の経過措置の周知について（依頼）

平素より本市の保育行政にご協力いただきありがとうございます。標記の件につきまして、幼児教育・保育の無償化の経過措置の周知依頼について通知します。

幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設は、熊本市に届出を行い、かつ、児童の安全確保等の観点から国が定める認可外保育施設指導監督基準を満たすことが必要ですが、施設が基準を満たすための猶予期間として、令和6年9月末までの法律施行後5年間の経過措置が設けられており、現在は、都道府県等に届出を行っている施設は基準を満たしていない場合にも無償化の対象としております。

本経過措置の期間は令和6年9月末までとなっており、経過措置終了まで残すところ1年間となりました。つきましては、以下の事項について御対応いただきたく、よろしく願いいたします。

1. 貴施設の指導監督基準について

令和5年10月31日時点において

貴施設は認可外保育施設指導監督基準を満たしております。

経過措置終了の令和6年10月以降も幼児教育・保育の無償化の対象施設となる予定です。本通知以降でも、指導監督基準を満たさない事由が発生した場合は無償化の対象施設から外れることもありますので、これまでどおり御尽力いただきますようお願いいたします。

2. 施設利用者への周知について

貴施設は無償化対象施設の予定となっておりますが、1の事項を施設利用者へ周知し、令和6年度の施設利用継続の意向を確認するようお願いいたします。